

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1001名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(20)

2014年 6月 19日

松山地方裁判所民事第2部 御中

### 原告ら訴訟代理人

弁護士	薦 田 伸 夫
弁護士	東 俊 一
弁護士	高 田 義 之
弁護士	今 川 正 章
弁護士	中 川 創 太
弁護士	中 尾 英 二
弁護士	谷 脇 和 仁
弁護士	山 口 剛 史
弁護士	定 者 吉 人
弁護士	足 立 修 一
弁護士	端 野 真
弁護士	橋 本 貴 司

### 原告ら訴訟復代理人

弁護士	山 本 尚 吾
弁護士	高 丸 雄 介
弁護士	南 拓 人
弁護士	東 翔

## 福井地裁判決

### 第1 福井地裁判決

#### 1 はじめに

平成21年5月21日に言い渡された大飯原発3, 4号機についての福井地方裁判所の判決(甲118。以下「福井判決」といい、福井判決を「」で引用後の()内の数字は福井判決書の頁数を示す)は、福島原発事故後言い渡された初めての判決というだけではなく、本件にもそのまま妥当する極めて重要な判決である。

#### 2 人格権

これまでの原発訴訟でも、裁判所は、人格権に基づいて請求(取消請求や差止請求)することを認めていたが、福井判決は、福島原発事故を踏まえ、その人格権の内容を掘り下げて以下のように確認した。

##### ① 人格権の重要性

(1) 福井判決の「当裁判所の判断」は、以下の記述で始まっている。

「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業にかかわる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められてしかるべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。」(38)

「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり(13条, 25条)、また人の生命を基礎とするものであるが故に、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがある時は、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止によって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止を請求できることになる。人格権は各個人

に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止の要請が強く働くのは理の当然である。」(38)

(2) このように、福井判決は、生存を基礎とし、生命を基礎とする人格権は、全ての法分野において最高の価値を持つ憲法上の権利であって、我が国の法制下ではこれを超える価値を他に見出すことが出来ない重要な権利であることを高らかに宣言した。その記載内容、及びこれに続く福島原発事故についての記述内容から、深刻な福島原発事故を踏まえたものであることは明らかである。

(3) 人格権の重要性を明らかにした福井判決に異論はない筈である。

## ② 経済活動の自由との対比

(1) 福井判決は、原子力発電所が電気の生産という社会的には重要な機能を営んでいることを認めた上で、「原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。然るところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広範に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論に過ぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止が認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。」(40)

(2) 福島原発事故以前の原発訴訟の多くは、設置(変更)許可処分取消を求めた国相手の行政訴訟であった。国相手の行政訴訟においては、人格権と対比すべき権利が明確ではなかったが、電力会社を相手とした民事訴訟では、人格権と対比すべき権利が経済活動の自由に過ぎな

いことが鮮明となった。

- (3) 人格権の中核部分よりも経済活動の自由が劣位にあるとする福井判決にも異論はない筈である。

### 3 判断基準

- ① 福井判決は、「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」(40～41)と判示して、福島原発事故のような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるかが判断基準であることを明らかにした。
- ② 本件の訴状(5～6頁)において、原告らは、伊方1号炉訴訟の上告審である最高裁第1小法廷1992(平成4)年10月29日判決が、「原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠く時、または原子炉施設の安全性が確保されない時は、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにする為、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力ならびに申請にかかる原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される」と判示して、「万が一を許さない原則」を定立したことを明らかにした。
- ③ 同じ「万が一」ではあるが、上記最判が観念的、抽象的であるのに反し、福井判決は、現実のものとなってしまった福島原発事故の惨事を

教訓とした、内実のある具体的な基準を示したものである。

#### 4 地震の際の冷却機能の維持

- ① 大飯原発の基準地震動が700ガル、ストレステストの際のクリフエッジがその1.8倍の1260であることから、福井判決は、以下に述べるように、地震が1260ガルを超える場合、700ガルを超えるが1260ガルに至らない場合、700ガルに至らない場合の3つの場合に分けて冷却機能が維持できるか否かを検討し、その結果、いずれの場合も、冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るとし、「そこでの危険は、万が一の危険という領域を遥かに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設の在り方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性について余りにも楽観的といわざるを得ない。」(59)と判示した。

##### (1) 1260ガルを超える場合

- a 関西電力は、基準地震動の1.8倍を超えた領域では、炉心にある燃料の重大な損傷を回避する手段がなくなるとして、その境界線をクリフエッジ(1260ガル)とした。
- b 従って、炉心にある燃料の重大な損傷を回避する手段がなくなるクリフエッジを超える地震が発生するか否かが問題となる。
- c この点について、福井判決は、「我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていないことは公知の事実である。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法が取れない以上過去のデータに頼らざるを得ない。確かに地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではない上に、正確な記録は近時のものに限られることからすると、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるを得ない。証拠によれば、原子力規制委員会においても、16個の地震を参考にして今後起こるであろう震源を特定せず策定する地震動の規模を推定しようとしていることが認められる。この数

の少なさ自体が地震学における頼るべき資料の少なさを如実に示すものといえる。したがって、大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないと確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。むしろ、①我が国において記録された既往最大の地震は岩手宮城内陸地震における4022ガルであり(争いが無い)、1260ガルという数値はこれをはるかに下回るものであること、②岩手宮城内陸地震は大飯でも発生する可能性があること、③この地震が起きた東北地方と大飯原発の位置する北陸地方ないし隣接する近畿地方とでは地震の発生頻度において優位的な違いは認められず、若狭地方の既知の活断層に限っても陸海を問わず多数存在すること、④この既往最大という概念自体が、有史以来世界最大というものではなく近時の我が国において最大というものに過ぎないことからすると、1260ガルを超える地震は大飯原発に到来する危険がある。」(44～45)と判示した。

d この福井判決の判示について、これまで原発を推進してきた耐震設計の権威である入倉幸次郎京都大学名誉教授も、「揺れの強さが1260ガルを超える地震が絶対に来ないとは言い切れず、警告を発する意味で重要な判決だ。」と述べている(甲119)のである。

(2) 700ガルを超えるが1260ガルに至らない場合

a 関西電力は、700ガルを超える地震が到来した場合の事象を想定し、その対策を記載したイベントツリーを策定しているが、福井判決は、「しかし、これらのイベントツリー記載の対策が真に有効な対策であるためには、第1に地震や津波のもたらす事故原因につながる事象を余すことなく取り上げること、第2にこれらの事象に対して技術的に有効な対策を講じること、第3にこれらの技術的に有効な対策を地震や津波の際に実施できるという3つがそろわなければならない。」(46～47)とした上で、上記第1を否定し、上記第3について、福島原発事故を教訓に詳細に

理由を付して、「いったん事が起きれば、事態が深刻であればあるほど、それがもたらす混乱と焦燥の中で適切かつ迅速にこれらの措置を取ることを原子力発電所の従業員に求めることはできない。」(47)と結論付けている。

- b 福井判決は、「全国で20カ所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来している事実を重視すべきは当然である。」(51)とし、また、関西電力のF-6破砕帯から新F-6破砕帯に至る主張の変遷自体が、「破砕帯の走行状況についての被告の調査能力の欠如や調査の杜撰さを示すものであるといえる。発電所の敷地内部においてさえこのような状況であるから、被告による発電所の周辺地域における活断層の調査が厳密になされた信頼することは出来ないというべきである。このことと、地震は、必ずしも既知の活断層で発生するとは限らないことを考え併せると、大飯原発の周辺において、被告の調査不足から発見できなかった活断層が関わる地震や上記性質の地震が起り得ることは否定できないはずであり、この点において既に被告の地震想定は信頼性に乏しいといえる。」(53)と判示して、基準地震動の信頼性を否定した。

(3) 700ガルに至らない場合

- a 外部電源と主給水ポンプは、基準地震動 $S_s$ に耐え得る耐震Sクラスではなく、一般の構造物と同じ耐震Cクラスとされている。
- b 従って、基準地震動700ガルに至らない地震であっても、外部電源が断たれて非常用ディーゼル発電機に頼らなければならない事態や、主給水ポンプが壊れて補助給水設備に頼らなければならない事態が想定されるが、福井判決は、「安全確保の上で不可欠な役割を第1次的に担う設備はこれを安全上重要な設備であるとして、それにふさわしい耐震性を求めるのが健全な社会通念であると考えられる。このような設備を安全上重要な設備ではないとするのは理解に苦しむ主張であるといわざるを得ない。」(5

9)と断じている。

5 閉じ込めるといふ構造(使用済み核燃料の危険性)

① 使用済み核燃料の保管状況

1000本を超える使用済み核燃料が使用済み核燃料プールに保管されているが、使用済み核燃料プールから放射性物質が漏れた時これが原子力発電所敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない。

② 使用済み核燃料の危険性

使用済み核燃料の危険性について、福井判決は、以下のように判示した。

(1) 「使用済み核燃料は、原子炉から取り出された後の核燃料であるが、なお崩壊熱を発生続けているので、水と電気での冷却を継続しなければならないところ、その危険性は極めて高い。福島原発事故においては、4号機の使用済み核燃料プールに収められた使用済み核燃料が危機的状況に陥り、この危険性ゆえに前記の避難計画が検討された。原子力委員会委員長が想定した被害想定の内、最も重大な被害を及ぼすと想定されたのは使用済み核燃料プールからの放射能汚染であり、他の号機の使用済み核燃料プールからの汚染も考えると、強制移転を求めべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、住民が移転を希望する場合にこれを認めるべき地域が東京都のほぼ全域や横浜市の一部を含む250km以遠にも発生する可能性があり、これらの範囲は自然に任せておけば、数十年は続くとされた。」(60)

(2) 「平成23年3月11日当時4号機は計画停止期間中であつたことから使用済み核燃料プールに隣接する原子炉ウエルと呼ばれる場所に普段は張られていない水が入れており、同月15日以前に全電源喪失による使用済み核燃料の温度上昇に伴って水が蒸発し水位が低下した使用済み核燃料プールに原子炉ウエルから水圧の差で両方のプールを遮る防壁がずれることによって、期せずして水が流れ込んだ。また、4号機に水素爆発が起きたにもかかわらず使用済み核燃料プールの保水機能が維持されたこと、かえって水素爆発によって原子



炉建屋の屋根が吹き飛んだためそこから水の注入が容易となったということが重なった。そうすると、4号機の使用済み核燃料プールが破滅的事態を免れ、上記の避難計画が現実にならなかったのは僥倖ともいえる。」(60～61)

③ 被告の主張について

(1) 被告(関西電力)は、原子炉格納容器の中の炉心部分は高温、高圧の一次冷却水で満たされており、仮に配管等の破損により一次冷却水の喪失が発生した場合には放射性物質が放出される恐れがあるのに対し、使用済み核燃料は通常40度以下に保たれた水による冠水状態で貯蔵されているので冠水状態を保てばよいだけであるから堅固な施設で囲い込む必要はないと主張した。

(2) これに対し、福井判決は、破損により冷却水が失われれば被告のいう冠水状態が保てなくなるし、格納容器は外部における不測の事態に対して核燃料を守るという役割も果たしており、また、福島原発事故において格納容器に囲まれていなかった4号機の使用済み核燃料プールが冷却水喪失や核燃料の大きな損傷を被ることがなかったのは幸運でしかないとした上、使用済み核燃料プールの冷却設備は耐震クラスBであって、基準地震動を超えるものでなくても冷却設備が損壊する具体的可能性があり、隣接する原子炉も並行して危機的状态に陥っている場合には被告の主張通りに確実に給水できるとは認めがたいと判示した。

④ 小括

福井判決は、「使用済み核燃料は本件原発の稼働によって日々生み出されていくものであるところ、使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するということに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。」(64)と結論付けた。

6 国富論

① 被告関西電力の本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減に

つながるといふ主張に関し、福井判決は、「このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失といふべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことが出来なくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。」(66)と判示した。

- ② 重商主義を批判したアダム・スミスの国富論を踏まえたといふ、格調の高い正論である。

## 7 事実認定

福井判決は、当事者間に争いのない事実に基づき、証人や本人の尋問を行うことなく裁判所の判断を示したもので、目から鱗の落ちる判決である。

## 8 250 km

福井判決で唯一残念なところは、250 km圏外の原告らの請求を棄却したところである。この点、志賀原発2号炉について差し止めを認めた金沢地判平成18年3月24日は、チェルノブイリの事故の際に8000 km以上離れた我が国においても放射性物質が検出されたこと、チェルノブイリ原発事故による放射能汚染地図によると600 km離れても1平方キロメートル当たり1キュリー以上のセシウム137に汚染された地域があること、原子力産業会議が科学技術庁から委託されて行った調査「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」(甲28)において最高では農業制限地域が幅20ないし30 km、長さ1000 km以上にも及ぶとされていること等を理由に、最も遠方の熊本県に居住する原告についても、許容限度である年間1ミリシーベルトを遥かに超える50ミリシーベルトの被ばくの恐れがあるとして全ての原告について差止を認めたことが参考にされるべきである。

## 第2 本件への当て嵌め

- 1 福井判決は、上述したように、基本的に当事者間に争いのない事実に基づいて、人格権を守るべき立場にある裁判所として、福島原発の事故を踏まえ、伊方最判の方が一を許さない原則を用いたものであって、全国の原発訴訟にそのまま妥当するものである。

- 2 そして、本件の場合、大飯原発と同じ三菱重工製の加圧水型原発であり、福井判決が指摘した冷却機能の喪失、閉じ込める構造になっていないこと等も本件にそのまま妥当する。
- 3 却って、本件の場合、伊方原発から5kmしか離れていないところに世界最大規模の活断層である中央構造線が走っており、その危険性は、原告ら準備書面(13)において詳述し、岡村意見書(甲90)及び都司意見書(甲100)によって具体的に立証した通りである。
- 4 福井判決は、「止める」「冷やす」「閉じ込める」の3つの内の「冷やす」「閉じ込める」の2つについてしか判示していないが、本件の伊方原発の場合、上記中央構造線が5kmの至近距離にあることから、「とめる」ことすら出来ないことは、原告ら準備書面(17)において詳述し、藤原意見書(甲108)によって具体的に立証した通りである。
- 5 そして、大飯3,4号炉の場合、基準地震動が700ガルで、クリフエッジはその1.8倍の1260ガルであったが、伊方3号炉の場合、基準地震動は570ガルで、クリフエッジはその1.5倍の855ガル(1260ガルの約3分の2)に過ぎないのである。これは、原告ら準備書面(13)(25頁以下)及び原告ら準備書面(15)において述べたように、中央構造線を無視して耐震設計が行われ、当初の設計地震動が僅か200ガルだったことから、全国的に見ても極めて低い基準地震動となり、またクリフエッジも低くなっているものである。中央構造線が5kmの至近距離にあることから、本来、全国で一番厳しい基準地震動やクリフエッジが設定されるべきであったにもかかわらず、中央構造線を無視してきた結果、このような逆転現象が起きているのである。  
その脆弱性は顕著であって、この点においても、伊方原発の危険性は極めて重大なものであるといわざるを得ない。

以上